

## 別紙

### 水利施設等保全高度化事業（畑地帯担い手育成型） 森林喪失影響評価方法書に関する意見書

#### I 全体的事項

- 1 本事業において、森林の喪失をできる限り回避又は低減し、森林機能の保全に努めること。
- 2 森林喪失影響評価の実施に当たっては、市長の意見を勘案するとともに、市民等の意見にも配慮すること。また、専門家等からの助言を受けた上で、科学的知見に基づく十分かつ適切な調査を実施し、予測及び評価を行うこと。
- 3 森林喪失影響に関わる新たな事実が判明した場合には、必要に応じて影響評価の項目や調査、予測及び評価の検討、実施など適切に対応すること。

#### II 個別的事項

##### 1 治水（河川流量）

- (1) 整備予定である調整池からの流出を含め、事業による放流が赤湊川となる場合、赤湊川への流出影響や護岸への影響について調査、予測及び評価を実施すること。
- (2) 事業予定地の東側及び南側については、調整池への流入ではなく、新東名工事用道路への直接放流となりうるため、現況の排水能力について検討すること。
- (3) 森林伐採に伴う貯水能力や河川流量、土壌の孔隙率の変化への影響について、必要性を検討の上、調査、予測及び評価を実施すること。

##### 2 地下水

- (1) 近接する水源地の位置や深さなどの仕様確認及びそれらに及ぼす影響について考慮すること。
- (2) 森林喪失影響評価項目である地下水汚染について、調査地域の「地下水汚染が認められる地域」の決定方法とその手法について明確にすること。
- (3) 森林伐採に伴う湧水量の影響について必要性を検討の上、調査、予測及び評価を実施すること。

### 3 土砂流出

事業区域内の一部が土石流危険溪流に指定されていることから、森林の伐採や土地の改変により、土砂の流出、土地の浸食の助長等が懸念されるため、想定区域における土地の安定性に及ぼす影響について必要性を検討の上、調査、予測及び評価を実施すること。

### 4 二酸化炭素の吸収・固定

事業の実施により二酸化炭素の吸収、固定に与える影響の程度を評価する項目であることを理解した上で、選定すること。

### 5 その他

- (1) 工事用車両の通行により市道の施設に破損が生じた場合は、速やかに修復すること。
- (2) 土壤汚染対策法4条第1項の形質変更に伴う届出をすること。
- (3) 法面等の緑化に使用した植物が拡散しないように注意すること。
- (4) 森林喪失影響要因の区分である「土地又は工作物の存在及び共用」の細区分において、使用不可欠な農薬については言及していないため、項目に選定しない理由等を明らかにしておくこと。
- (5) 森林喪失影響評価である「生態系の動物」の選定理由について、「動物種の生育環境を改変するものではない」との記載があるが、工事施工中も供用後も何らかの影響は考えられるので、選定理由を再検討すること。